

一時移転における実施方針(案) — 京都府エリア(住民) —



一時移転(OIL2)における避難の実施方針(案)
 ー京都府エリア(住民)ー

区分	UPZ(住民)							
	対象施設	対象者	集合・出発地	輸送手段	台数	安定ヨウ素剤配布地点	避難退域時検査場所	避難先
住民	舞鶴市 大浦地区 住民	150人 ①ヨウ素剤配布場所まで150人 ②検査場所まで60人	大浦小学校	バス(民間)	2	大浦小学校	丹波自然運動公園 (京丹波町)	※ 避難先までは行かずに検査場所まで訓練は終了
	綾部市 陸寄町内6地区 住民	90人	各自治会公民館	バス(民間) 市防災バス	5 1	上林いきいきセンター		
	宮津市 上宮津地区 住民	110人 ①ヨウ素剤配布 ②検査場所まで60人 ③避難先まで40人						八幡市民体育館
	福知山市 有路下地区 住民	20人	有路下体育館	バス(民間)	1	有路下体育館		※ 避難先までは行かずに検査場所まで訓練は終了
	京丹波町 和知地区 住民	20人	京丹波町和知支所	バス(京丹波町)	1	京丹波町和知支所		

高浜地域の合同訓練の実績数を記載

一時移転(OIL2)における避難の実施方針(案)
— 京都府エリア(避難行動要支援者・住民) —

一時移転等の対象となる地区

- ・舞鶴市
 - ・綾部市
 - ・宮津市
 - ・福知山市
 - ・京丹波町
- 大浦地区(Bゾーン)
睦寄町 長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区
上宮津地区
有路下地区
和知地区

一時移転等に際しての基本的考え方

【京都府関係市町】

- 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。(対象者数 418人)
- 避難先は、京都府内。
- 一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については屋内退避を行い、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ一時移転を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

一時移転(OIL2超過)に係る指示文および公示文

放射性物質放出後
UPZ一時移転

訓練 指示

平成28年8月27日10時00分

京都府知事 殿
舞鶴市長 殿
綾部市長 殿
宮津市長 殿
福知山市長 殿
京丹波町長 殿

原子力災害対策本部長
安倍 晋三

原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- ・ 関西電力株式会社高浜発電所から30km圏内の京都府舞鶴市大浦地区、綾部市陸寄町長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区、宮津市上宮津地区、福知山市有路下地区、京丹波町和知地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。なお、地域生産物の摂取を控えること。

放射性物質放出後
UPZ一時移転

訓練

公示

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	京都府舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹波町
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成28年8月27日8時40分
	発生場所 関西電力株式会社高浜発電所3号機
	放射線等の状況 排気筒モニターの値：異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：異常なし
	被害状況： 平成28年8月27日7時45分、外部電源が喪失し、また非常用炉心冷却装置の作動が必要となる原子炉冷却材の漏洩事象が発生（原子力災害対策特別措置法第10条通報事象発生） 平成28年8月27日8時40分、設備の故障等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注入不能（原子力災害対策特別措置法第15条通報事象発生）
	その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	・ 関西電力株式会社高浜発電所から30km圏内の京都府舞鶴市大浦地区、綾部市陸寄町長野地区、志古田地区、山内地区、鳥垣地区、有安地区、草壁地区、宮津市上宮津地区、福知山市有路下地区、京丹波町和知地区の住民は安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。なお、地域生産物の摂取を控えること。

平成28年8月27日10時00分